

## 各論

(第1部5～8)

## 「朝鮮人強制連行」説に対する、韓国人研究者からの初の反論

勝岡 寛次 (明星大学戦後教育史研究センター)

本稿は、『反日種族主義』の中心的テーマの一つである朝鮮人戦時労働者（所謂「徴用工」）の問題と、それとはやや位相を異にするが、やはり関連テーマと言える朝鮮人陸軍特別志願兵の問題に絞って、その学術的意義を検討するものである。

朝鮮人戦時労働者についてはいずれも李宇衍氏が執筆してをり、所謂「強制連行」の問題を検討した「強制動員」の神話（第1部5）、徴用先での「強制労働」の問題を検討した「果たして「強制労働」「奴隷労働」だったのか？」（第1部6）、賃金の民族差別の問題を検討した「朝鮮人の賃金差別の虚構性」（第1部7）の3章で構成されている。

李氏には既に「戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差」（『エネルギー史研究』32、2017）という優れた先行研究があり、筆者も紹介したことがあるが<sup>1</sup>、本書に所収した上記3本の論考について、日本側の研究とも突合せながら比較検討する。

また、陸軍特別志願兵の問題を検討した鄭安基氏の論考については、筆者は初めて接するが、これについても日本側の研究と比較しながら検討したい。

## 「強制動員」の神話（李宇衍）

本章は、所謂「朝鮮人強制連行」の問題を扱っている。朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』から始まった朝鮮人「強制動員」「強制労働」の主張が《今に至るまで最も強力な学会の通説となって》いる韓国の現状を指摘した上で、その「歴史歪曲」を次のように指摘している。

《徴用が実施されたときもそれ以前と同様、多くの朝鮮人がブローカーに大金を握らせ、小さな船に命を任せ日本に密航しようと試みましたが。当時の朝鮮の青年たちにとって日本は、一つの「ロマン」でした。また、徴用が実施される以前もそうでしたが、徴用された朝鮮人の多くが、勤労条件のより良い所へ逃亡しました。日本の青年の大部分が戦場に連れ出されていたので、日本では労働力が非常に不足していました。特に炭鉱のような鉱山において問題が深刻で、朝鮮人のうち六四パーセントがそこに配置されました。しかし、朝鮮人は大部分が農村出身で、鉱山の地下労働をととても恐れ、多くが建築現場のような所に逃げて行ったのです。つまり、朝鮮人労務動員を全体的に見ると、基本的には自発であり、強制的ではありませんでした。強制連行だったとは言えません。》（『反日種族主義』68頁）

朴の主張した「強制連行」説を否定する見解は、日本では以前からあるものの<sup>2</sup>、韓国の研究者がかかる主張を堂々となすことは、日本の読者にとっては非常に新鮮で、「衝撃的」でさえある。というのは、これまで日本人研究者の大半は、朴慶植の前掲本を多かれ少なかれ「バイブル」視し、その枠組に即した所論しか展開してこなかったからである<sup>3</sup>。

そのため、「朝鮮人強制連行」説は日本では学界の主流を形成し、1980年代以降は教科書にも広く記述され、1990年代末期以降は『広辞苑』等の辞典にも載るようになってい<sup>4</sup>。一方、韓国では《反日感情を広く伝播させるためには、徴用実施以前にも朝鮮人が自身の意思とは関係なく強制的に連れて行かれ、労務移動の全てが日帝の強制だった、と主張する必要》（『反日種族主義』、69頁）があったために「強制徴用」という言葉が意図的に広められ、今日に至っているという。

尚、李氏が本書で指摘する、韓国の小学校社会科教科書に掲載された「強制動員された我が民族」の写真が、実際は日本人の写真であること（同書、71頁）は韓国教育省も既に誤りを認め、訂正する方針であることが日本のマスコミでも報じられたが（平成31年3月22日付産経新聞）、その後の動静については明らかになっていない。隣国の教科書とはいえ、明らかな事実誤認については、日本側としても無関心ではいられない。徴用工判決をめぐる日韓両国の政治的対立が続く中、教科書からこの種の「エセ写真」が本当に一掃されたかどうか、学術機関による定期的な検証が必要だろう。

## 果たして「強制労働」「奴隷労働」だったのか（李宇衍）

次の論点は、朝鮮人戦時労働者の実態が、朴慶植の主張するような「強制労働」「奴隷労働」だったのかどうかという点である。李氏はこの点について、次のように指摘する。

《賃金は基本的に正常に支給されました。強制貯蓄は確かにありましたが、それは日本人も同じでした。そして二年間の契約期間が終わると、利子と共に貯蓄をみな引き出しました。朝鮮にいる家族に送金することもできました。賃金は基本的に成果給でした。日本人も同様です。したがって、日本人よりも賃金が高い場合も多かったのです。日本人より賃金が低い場合の大部分は、朝鮮人たちに作業の経験が無く、生産量が少なかったからでした。》（同上、76頁）

朝鮮人戦時労働者の賃金や家族への送金の問題に関しては、一昨年韓国大法院判決の原告に限定してだが、筆者も調査したことがある。例えば三菱の女子挺身隊訴訟では、原告は「一切賃金の支払いを受けたことはなかった」と主張していたが、調べてみるときちんと賃金が支払われた証拠である給料袋が残っていたり、《賃金は天引きの貯蓄に回されたが、契約終了時には全額が払い戻された》という原告本人の別の場所での証言もあり、原告側の主張とは真向から矛盾することを指摘した<sup>5</sup>。

李氏の指摘は、筆者の指摘を韓国側で裏付けるものであり、また彼らは「奴隷労働」を強いられたものではなく、生活の自由を享受していたとして、李氏は次のように指摘している。

《生活は非常に自由なものでした。一晩中花札をして夜を明かしたり、勤務後に市内に出て呑み過ぎ、次の日出勤できなかつたりすることも多く、中には、酒が呑め朝鮮の女性がいる「特別慰安所」という所に行き、月給をみな使い果たしてしまう人がいたほどでした。それくらい彼らは自由に過ごしたのです。》(同上、76頁)

李氏は上記の指摘につき、別の場所で《こういう事実は、私が新たに見つけ出した資料から得たのではない、ということ強調しておきたいのです。強制連行または強制労働を主張するまさにその研究者たちが、発掘し、編纂し、出版したその資料集の中に、これらの内容が入っています》(同上、86-87頁)と注意を喚起しているが、こうした点は日本国内における既存の研究の盲点を突いたもの、と言える。

尚、筆者も日本側資料を基に、上記した三菱女子挺身隊の原告の生活実態について、《彼女たちは「夕食後の自由時間」に山添寮長の部屋で雑談したり、男子寮にいた朝鮮人徴用工が、彼女たちを訪ねてくることもあった》と指摘したことがある<sup>6</sup>。彼女たちは官斡旋により訪日した朝鮮女子勤労挺身隊員で、慰安婦ではないが、いずれにせよ朝鮮人戦時労働者が「奴隷労働」を強いられていたわけではなく、生活の自由を享受していたことが、図らずも李氏の分析によって裏付けられたことになる。

ただ、このような主張は、今まで左派が繰り返してきた一方的な「強制労働」「奴隷労働」の実態とはあまりに異なるが故に、豊富な資料と実例に基づく学問的な検証が不可欠である。今後の課題としては、日韓双方の資料を突き合せ、豊富な事例によって「強制労働」「奴隷労働」説は成り立たないことを学問的に立証する必要がある。

また、本章及び次章で李氏が力説している論点の一つは、労働面と賃金面の双方にわたる民族差別の有無についてである。左派の先行研究の大部分は、民族差別があったと主張しているが、「日本人は朝鮮人たちを意図的に辛く危険な作業に配置した」という「作業現場での民族差別論」に対して、李氏は次のように反論している。

《多くの人々が、朝鮮人炭鉱夫は日本人と同じ所で作業をした、と証言しています。朝鮮人と日本人が、それぞれ四人と三人、三人と二人のような方式で作業班を組み、一緒に仕事をした、というのです。》(同上、79頁)

《機械化自体が、朝鮮人による独立的な作業班の編成を不可能にしました。(中略)技術が急速に浸透するにつれて、熟練した鉱夫の必要性もさらに大きくなりました。なぜなら、爆薬が広範囲に使われるようになると、坑道が崩壊したり天井が落ちたりする、切羽での落盤事故が起きる可能性も同時に高まるからです。(中略)これを防ぐには、熟練した日本人と経験のない朝鮮人とを一つの組にし、一緒に作業をさせるしかありませんでした。》(同上、80頁)

また、作業中の死亡率と負傷率は、朝鮮人の方が日本人より高かったという主張についても、朝鮮人の死亡率や負傷率が高かったのは《人為的な「民族差別」ではなく、炭鉱の労働需要と朝鮮の労働供給が作り上げた不可避な結果でした》(同上、82頁)と結論付けている。

## 朝鮮人の賃金差別の虚構性（李宇衍）

李氏の3本の論考の中で、筆者が一番興味深いと思ったのは、朴慶植が資料操作によって朝鮮人戦時労働者と日本人の賃金差別があったように見せかけたことを暴露した、次のくだりである。

《朴慶植は北海道のある炭鉱の例を提示しました。…賃金を三〇円未満から一三〇円以下まで二〇円間隔で六つに区分し、朝鮮人と日本人がそれぞれどのように分布しているのかを見せています。この資料から朴慶植は、日本人のうち八二パーセントは五〇円以上の月給を貰っているが、朝鮮人は七五パーセントが五〇円未満である点に注目しました。そしてこれを根拠にして、民族的賃金差別を主張しました。（中略）

しかし私は、この主張を受け入れるわけにはいきません。朴慶植が利用したまさにその資料のわずか二頁前を見ると、…勤続期間が二年以下の炭鉱夫は、朝鮮人ではなんと八九パーセントでしたが、日本人では四三パーセントに過ぎませんでした。

賃金は成果給であり、朝鮮人の大部分は石炭を掘る採炭夫でした。採炭は誰にでもできるものではなく、技術が必要でした。技術つまり熟練は、経験を通してのみ体得されま

す。朝鮮人の大部分は農村出身だったし、彼らにとって炭鉱の労働は非常に不馴れな、恐ろしく辛い仕事でした。したがって二年という契約期間が終了すると、大部分の朝鮮人は契約を延長せず、故郷に帰って行きました。朝鮮人と日本人の賃金の差は、このような勤続期間の差、経験と熟練度の差から生じました。決して人為的な差別ではありません。》（同書、87-88頁）

朴の『朝鮮人強制連行の記録』は、前記した通り、左派の朝鮮人「強制連行」説の原点に位置しており、今日でもこれに影響され、「強制連行」や「強制労働」「民族差別」を主張する左派の文献が、それを批判する側の文献を圧倒的に凌駕する状況が続いている<sup>7</sup>。しかし、「自分の主張の裏づけにならない資料、むしろ主張を毀損しかねない資料」は「公開しなかった」朴の研究態度について、李氏は次のように厳しく批判している。

《このような行為は、研究者としてとうていあり得ないものであり、研究倫理から見るとき、一種の詐欺であり、歴史歪曲であり、さらに悪意ある扇動です。その結果、韓国人は「民族的賃金差別」というもう一つの歪曲された歴史意識を持つようになり、反日種族主義はそれだけ深化しました。研究者の偏向した歴史認識がどのようにして国民全てを、しかも公教育を通して体系的、持続的に、深刻に誤導したかを示す、とても恥ずかしく、身にしみる事例と言えます。》（同書、89頁）

本書の中で、李氏は新たに発掘した資料も紹介している。1944年5月の江迎炭鉱（長崎）の『賃金台帳』がそれで、炭鉱夫94人（内訳は朝鮮人51人と日本人43人）の給与明細が示された第一次史料である。これを紹介した李氏の文章を、引用しておく。

《一〇時間労働の基本給は、朝鮮人は平均一円七二銭、日本人は一円七〇銭でした。朝鮮人の方がむしろ若干高かったのです。…一方、月の収入には、朝鮮人の平均は一〇〇円、日本人は一一六円と差があります。日本人の超過勤務時間が朝鮮人より多かったため八円の差が生じ、残り八円くらいは家族手当のために生じました。朝鮮人の大部分は一人で寄宿舎暮らしをし、家族がいませんでした。日本人はそのほとんどに家族がいました。

控除金は、朝鮮人が五八円で日本人よりも二六円程度多く、朝鮮人と日本人との間の一番大きな差が、この控除金にありました。まず、朝鮮人は三度の食事代が必要でした。朝鮮人の大部分は寄宿舎で暮らし、日本人は家族と共に社宅、あるいは個人住宅に暮らしていました。そのため、寄宿舎に納めなければいけない金額が、日本人より一三円も高かったのです。

控除金で二番目に大事なのは貯金でした。…朝鮮人は平均二六円、日本人は一八円を貯金しました。これまで研究者たちは強制貯蓄と言って、朝鮮人は日本人と違って大きな被害を受けた、と主張して来ましたが、これは事実ではありません。日本政府は戦争のため市中に溢れた大量の貨幣がインフレを引き起こすのを心配し、貯蓄を強制する方法でインフレを防ごうとしました。(中略)それは、朝鮮人と日本人との間に何の差もない、日本政府の「国策事業」でした。ただし、日本人に貯蓄を強要するには限界がありました。同居家族との生計を維持する上で現金が必要だったため、貯蓄できる余力に限界があったのです。そのため、貯蓄は朝鮮人より少なくなりました。

結果的に、残業代といくつかの名目の控除金のせいで、両者に支給された手取り現金に大きな差が生じました。そのため手取り現金は、朝鮮人は四二円、日本人は八四円でした。日本人は超過勤務が多く、大部分の人に家族がおり、より多くの現金が必要でした。ところが朝鮮人は、寄宿舎の食事代が控除された上に、多くの貯金をしました。そのため手取り現金に大きな差がついたのです。》(同書、90-91頁)

多少、引用が長くなったが、見かけ上の朝鮮人と日本人の手取り賃金の差も、このように合理的理由があったということは、これまでの左派の研究からは完全に欠落していた視点である。更に李氏は、朝鮮人炭鉱夫の賃金を朝鮮の他の職種や日本の他の職種と比較しているが、それによれば朝鮮人炭鉱夫の賃金は、朝鮮の他職種の賃金の2～5倍、内地の日本人の賃金(巡査及び事務職男子の初任給)と比べても2～4倍だったことを明らかにしている。(同書、92頁)

このような点も考慮して、今後は一次史料に基づいた日韓双方の実証的研究者の共同研究により、朝鮮人戦時労働者の全体像を明らかにする不断の努力が必要になってくるだろう。

## 陸軍特別志願兵、彼らは誰なのか！(鄭安基)

「陸軍特別志願兵」とは、朝鮮人のための陸軍志願兵制度で、昭和13年から徴兵制に移行する昭和18年まで実施された。海軍にはこれとは別に、昭和18年に施行された海軍特別志願兵制度があった。

陸軍特別志願兵で常に論点になるのは、その「異常」とも思えるほどの志願率の高さで

ある。初年度の昭和13年こそ7.2倍に止まったが、その後うなぎ上りに志願率は高まり、最盛期には志願率は60倍以上にも跳ね上がった。(昭和14年と15年には20.2倍と27.6倍、昭和16年には45.1倍、そして日本が大東亜戦争に突入した昭和17年には62.4倍、徴兵制に移行する直前の昭和18年にも50.6倍)。中には血書まで提出して志願した者もあり、後の韓国大統領朴正熙もその一人だった。

これをどう解釈するか。一方には数字を額面通りに受け止め、《この驚くべき倍率の陰には、圧倒的な朝鮮人の支持があったと見なければならぬ》という解釈も一部には見られるが<sup>8</sup>、多くの左派研究者は「強制」の結果と見る。例えば、宮田節子は《第一には、権力の側からの徹底した強制》、《第二には、志願者及びその家族に対して、積極的な優遇策がとられたこと》、《第三に(中略)極限状況に達していた農民の窮状こそが、朝鮮人が「志願せざるを得なかった」最大の原因だった…支配者がちらつかせる「優遇策」にも、わらにもすがり思いで、しがみつかざるを得なかったのである》と述べている<sup>9</sup>。

先行研究はこの二つの解釈から幾ばくも出ていないが、鄭氏が本書で主張する高倍率の理由は、上記のいずれとも異なる。彼はこう説明している。

《志願者の大部分は「普通以上の生計を営む南韓地域の中農層の次男で、彼らが全体の七二パーセントをしめました。…家計経済力と学力だけを見れば、これらの人々は自分たちの時代を生きて行くのに、これといった不足のない社会階層の人々でした。

それにもかかわらず、彼らは陸軍特別志願兵を熱望した挙げ句、血書志願すると共に数年にわたる志願をためらうことがありませんでした。その理由は、当時「常民の社会」として広く知られていた北韓(韓半島の北半分)地域と違って、「班常の社会(両班と常民)」を特徴とした南韓地域の郷村社会で横行していた身分差別でした。…陸軍特別志願兵制は、時代錯誤的な郷村社会の身分差別からの脱出であり、立身出世のための二つと無い絶好の近道でした。》(同書、98-99頁)

なるほど、陸軍特別志願兵が異常なほどの人気を博したその裏には、こういう事情があったのかと、筆者には目から鱗が落ちる思いであった。鄭氏は、陸軍特別志願兵を次のように再評価する。

《彼らは主体性が欠如した民族に反逆し、日本の天皇のために忠誠を誓ったからこそ、また別の祖国・大韓民国に尽忠報国できたのでした。(中略)陸軍特別志願兵は、決して自身の生命と権利を日本に任せきりするような、無気力で他律的な「反民族的行為者」ではありませんでした。》(同書、102-103頁)

果たして彼らに、「主体性が欠如した民族に反逆」するほどの「主体性」が、あったのかどうかはともかくとして、彼らの志願動機を「強制」の一語で片づけてしまうのは、逆の意味で彼らの「主体性」を無視することになる<sup>10</sup>。ここにも左派の研究者がこれまで見落としてきた、大切な視点が含まれているように思われるのである。

## 註

- 1 拙稿「朝鮮人戦時労働者(所謂「徴用工」)の実態について—韓国大法院判決の原告を中心に」、『歴史認識問題研究』第4号、2019年3月、43-44頁。
- 2 代表的なものに、鄭大均『在日・強制連行の神話』(文春新書、2004)がある。
- 3 例えば、山田昭次はこの問題の研究史を略述しているが、鄭大均に反論する形で朴の『朝鮮人強制連行の歴史』を擁護し、「朝鮮に対する過酷な植民地支配の極限を示す朝鮮人戦時労働動員の全貌をはじめ明らかにした」点に、その「歴史的意義」を見出している。山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』岩波書店、2005、14-21頁。また、比較的近年の外村大『朝鮮人強制連行』(岩波新書、2012)は、その序章で「朝鮮人強制連行」の概念について検討しているが、「今日までの歴史研究は、本人の意志に反し暴力的に朝鮮人を労働者として連れて来る行為が行われていたことを明らかにしてきた。(中略)この見方を覆すに足る新たな史料や解釈が示されない限り、やはり朝鮮人強制連行の語の使用を誤りであるとか問題があるとは言えない」(同書、3-4頁)として、朴慶植の見解を基本的に踏襲している。
- 4 新井佐和子「『広辞苑』が載せた「朝鮮人強制連行」のウソ」、『正論』309、1998年5月、46-53頁。谷沢永一・渡部昇一『広辞苑の嘘』光文社、2001年、210-211頁。
- 5 前掲、拙稿「朝鮮人戦時労働者(所謂「徴用工」)の実態について」、30頁。
- 6 同上、31頁。
- 7 拙論「朝鮮人・中国人「強制連行」問題の期限—運動史的観点からの一考察」、『歴史認識問題研究』第3号、2018年9月、48頁。筆者の調査によれば、「強制連行」に関する既存の文献1,357点(但しこの中には「中国人強制連行」に関する文献も含まれている)の内、「強制連行」否定派の文献は109点に過ぎず、文献全体の十三分の一に過ぎない。
- 8 名越二荒之助編著『日韓二〇〇〇年の真実』国際企画、平成9年、436頁。
- 9 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、63-68頁。
- 10 ブランドン・パーマーは、「志願者の中には、汎アジア主義や大東亜共栄圏に関する日本のプロパガンダを純粹に信じ、日本は心底アジアのために戦っていると考える朝鮮人もいた。」「それは同時に、すべての朝鮮人が強制された結果として兵役を志願したわけではないことを示すものである」と述べている。また、パーマーが引用した「一九四三年の満州のある新聞に、匿名の朝鮮人が投稿した記事」は、志願兵の中には「朝鮮独立のため」という明確な目的を持って応募した者もいたことを示している。「私は、朝鮮独立のために志願兵制度に応募しようと考えている。武器の扱い方を知らない朝鮮人は多い。だから私は使い方を習得し、その技術を朝鮮独立のために役立てたい」。(ブランドン・パーマー『検証 日本統治下朝鮮の戦時動員 1937-1945』草思社、2014年、140-141頁。)この後者の場合の志願動機は、疑いもなく朝鮮民族の一員としての「主体性」を示すもの、と言わねばならない。このように志願者の動機は様々であり、十把ひとからげにすべきものではない。